

島根県内水面漁場計画

1 内水面漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項

◎公示番号 内共第1号

(ア) 漁場の位置 宍道湖並びに大橋川、朝酌川、京橋川、天神川、権太夫川、馬橋川、佐陀川、平田船川、五右衛門川、新建川、忌部川及び斐伊川の一部

(イ) 漁場の区域 宍道湖一円並びに次のア、基点第1号及びイを結ぶ線以西の大橋川(剣先川、八間川及び手古川を含む。)、朝酌川、セソから下流の京橋川、天神川、権太夫川、タチから下流の馬橋川、ウエ以南の佐陀川、キクから下流の五右衛門川、ケコから下流の新建川、オカから下流の忌部川、基点第6号とサを結ぶ線から下流の斐伊川及び平田船川(シスから下流の湯谷川を含む。)

基点第1号 松江市竹矢町地内塩楯島東端に設置した標柱

基点第2号 松江市鹿島町恵曇地内湊橋右岸下流つけ根に設置した標柱

基点第3号 松江市乃白町地内福富井堰右岸下流つけ根に設置した標柱

基点第4号 出雲市斐川町黒目地内相生橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第5号 出雲市斐川町三纏地内山陰本線新建川鉄橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第6号 出雲市上島町地内に設置した標柱(出雲市斐川町阿宮地内赤川と斐伊川の合流の地点)

ア 基点第1号から354度の線と対岸との交点

イ 基点第1号から174度の線と対岸との交点

ウエ 基点第2号湊橋下流端の線

オカ 基点第3号福富井堰下流端の線

キク 基点第4号相生橋下流端の線

ケコ 基点第5号山陰本線新建川鉄橋下流端の線

サ 基点第6号から349度の線と対岸との交点

シス 出雲市平田町地内中の島大橋下流端の線

セソ 松江市東本町、学園南東橋下流端の線

タチ 松江市東津田町地内山陰本線馬橋川鉄橋下流端の線

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで

しらうお漁業 1月1日から12月31日まで
すずき漁業 1月1日から12月31日まで
えび漁業 1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 松江市（松江市島根町、美保関町、八雲町、八束町及び東出雲町を除く。）
及び出雲市（出雲市佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町を除く。）

◎公示番号 内共第2号

(ア) 漁場の位置 斐伊川

(イ) 漁場の区域 次の基点第6号とアを結ぶ線から上流の斐伊川本流及び支流
基点第6号 出雲市上島町地内に設置した標柱（出雲市斐川町阿宮地内赤川と斐伊川
の合流の地点）

ア 基点第6号から349度の線と対岸との交点

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	うぐい漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで
	ごぎ（いわなを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで
	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市斐川町阿宮、上島町、大津町、雲南市及び仁多郡奥出雲町

◎公示番号 内共第3号

(ア) 漁場の位置 神戸川及び十間川

(イ) 漁場の区域 次の基点第7号とアを結ぶ線から上流の神戸川（来島貯水池を含む。）及び
その支流並びに基点第8号とイを結ぶ線から上流の保知石川、ウエから上流の十間川

基点第7号 出雲市西園町向原4304番9北端に設置した標柱

基点第8号 保知石川における出雲市大島町と神門町との境界に設置した標柱

ア 基点第7号から344度の線と対岸との交点

イ 基点第8号から141度の線と対岸との交点

ウエ 出雲市知井宮町真幸ヶ丘地内もちだ橋上流端の線

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	すずき漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで
	ごぎ（いわなを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで
	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市(出雲市平田町、多伎町、湖陵町及び斐川町を除く。)、大田市山口町、
飯石郡飯南町及び雲南市掛合町波多

◎公示番号 内共第4号

(ア) 漁場の位置 神西湖及びこれに流出入する河川

(イ) 漁場の区域 神西湖一円並びに次の基点第8号とアを結ぶ線から下流の保知石川、イ
ウから下流の十間川、エオから上流の十間川、九景川、常楽寺川、姉谷川及び後谷川
基点第8号 保知石川における出雲市大島町と神門町との境界に設置した標柱

ア 基点第8号から141度の線と対岸との交点

イウ 出雲市知井宮町真幸ヶ丘地内もちだ橋下流端の線

エオ 出雲市湖陵町差海下橋上流端の線

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	ふな漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	すずき漁業	1月1日から12月31日まで
	しらうお漁業	1月1日から12月31日まで
	えび漁業	1月1日から12月31日まで
	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 出雲市東神西町、西神西町、神西沖町、大島町及び湖陵町

◎公示番号 内共第5号

(ア) 漁場の位置 江の川

(イ) 漁場の区域 次の基点第9号とアを結んだ線から上流基点第10号とエを結んだ線に至

る江の川本流及び支流（ただし、イウ及びオカから上流の江の川支流を除く。）並びに上田川、藤社川、青山谷川、黒瀬川及び長瀬川（ただし、キクから下流の長瀬川を除く。）

基点第 9 号 江津市松川町太田地内に設置した標柱（旧江津町と旧松川村境界）

基点第 10 号 邑智郡邑南町地内両国橋左岸下流つけ根に設置した標柱

基点第 11 号 江津市桜江町八戸地内八戸ダム右岸下流つけ根に設置した標柱

基点第 12 号 江津市桜江町八戸 1894 番地の 3 取水堰堤右岸下流つけ根に設置した標柱

ア 基点第 9 号から 111 度の線と対岸との交点に設置した標柱

イウ 基点第 11 号八戸ダム下流端の線

エ 広島県三次市作木町大津地内両国橋下流右岸つけ根

オカ 基点第 12 号取水堰堤下流端の線

キク 広島県安芸高田市高宮町川根地内三田橋下流側右岸つけ根と左岸つけ根を結んだ線

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うなぎ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うぐい漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	おいかわ（はえ）漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	すずき漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ごぎ（いわなを含む。）漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	もくずがに漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(エ) 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

(オ) 関係地区 邑智郡川本町、美郷町、邑南町、江津市、大田市祖式町、飯石郡飯南町井戸谷及び塩谷

◎公示番号 内共第 6 号

(ア) 漁場の位置 八戸川貯水池並びに八戸川及び家古屋川

(イ) 漁場の区域 次のアイから上流の八戸川貯水池並びに八戸川本流及び支流並びにウエから上流の家古屋川本流及び支流

基点第 13 号 江津市桜江町八戸地内八戸ダム右岸上流つけ根に設置した標柱

基点第 14 号 江津市桜江町八戸 1894 番地の 3 取水堰堤右岸上流つけ根に設置した標柱

アイ 基点第 13 号八戸ダム上流端の線

ウエ 基点第 14 号取水堰堤上流端の線

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
-------	-------	------

第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで
	ごぎ（いわなを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 邑智郡邑南町市木、日貫、浜田市旭町、金城町今福、久佐及び追原

◎公示番号 内共第7号

(ア) 漁場の位置 青尾貯水池及び周布川の一部

(イ) 漁場の区域 次のアイから上流の青尾貯水池並びに周布川本流及び支流

基点第15号 浜田市弥栄町門田地内中国電力株式会社青尾堰堤左岸上流つけ根に設置した
標柱

アイ 基点第15号青尾堰堤上流端の線

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで
	ごぎ（いわなを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市金城町及び弥栄町

◎公示番号 内共第8号

(ア) 漁場の位置 三隅川

(イ) 漁場の区域 浜田市三隅町湊浦地内山陰本線三隅川鉄橋下流端の線から上流の三隅川
本流及び支流

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ（あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで
	ごぎ（いわなを含む。）漁業	1月1日から12月31日まで
	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 浜田市三隅町、弥栄町及び益田市美都町

◎公示番号 内共第9号

(ア) 漁場の位置 高津川

(イ) 漁場の区域 次の基点第16号とアを結んだ線から上流の高津川本流及び支流

基点第16号 益田市中島町大塚西地内に設置した標柱

ア 基点第16号の対岸益田市高津七丁目13番地先に設置した標柱

(ウ) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
	こい漁業	1月1日から12月31日まで
	うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで
	おいかわ(はえ)漁業	1月1日から12月31日まで
	やまめ(あまご並びに降海型 やまめ及びあまごを含む。)漁業	1月1日から12月31日まで
	ごぎ(いわなを含む。)漁業	1月1日から12月31日まで
	もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで

(エ) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(オ) 関係地区 益田市、鹿足郡吉賀町及び津和野町

2. 類似漁業権以外の漁業権

なし。

(付記)

漁場の区域の表示に用いる方位は、真方位とする。